

氏名	アリステア スウェール Alistair D. Swale
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	論法博第124号
学位授与の日付	平成12年5月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	森有礼と近代「西洋」 ——漸進保守主義と国民国家の設計——

論文調査委員 (主査) 教授 木村雅昭 教授 伊藤之雄 教授 小野紀明

論文内容の要旨

本論文は、森有礼の明治国家建設の思想と行動を、西欧政治思想の継受に焦点を合わせつつ、分析しようとするものである。森有礼に関しては、これまで極端な欧化主義者という位置付けがなされてきた反面、晩年には欧化主義者から国家主義者への転向が生じたとの主張も展開されてきたが、著者は、彼の思想と行動を、彼自身の著作、さらに彼に大きな影響を与えたとされるハーバート・スペンサーの所説を綿密に分析する事によって、その思想の一貫性を抉り出し、あわせて彼の思想と行動の時代的背景を検討する。

まず第一章では、幕末から明治初年にかけての日本の思想状況が、保守主義に焦点を合わせつつ検討されている。すなわち日本古来の政治をあくまでも復活、固守しようとする「形式的」保守主義が取り上げられる一方、日本の伝統を守りつつも、時代の要請にあわせてそれを創造的に変容させていこうとする「開進的」保守主義の思想的特徴が、マンハイムの保守主義論に依拠しつつ分析されている。あわせて社会有機体論の思想的特徴が提示され、結局のところ森有礼を、有機体的思想に依拠した開進的保守主義者と位置付けている。著者によれば森有礼は有機体としての日本社会の動態的發展を志向する政治家であり、日本古来の伝統を受け継ぎつつも、近代という時代の要請にあわせてそれを創造的に発展させ、国家と国民の統合を為し遂げつつ、近代国家にふさわしい国民を形作ることにその生涯をささげた人物である。その際、同じく産業社会の成立の背景を有機体的發展という観点にたつて解き明かそうとしたスペンサーの影響が暗示されている。

第二章では、藩校造士館での少年時代が取り扱われた後、薩摩藩の留学生として、幕末にイギリスにわたった森有礼の西洋体験が、彼の兄に宛てた手紙を綿密に検討することによって分析されている。森は海軍計量学の習得のために派遣されたが、程なく法律と合理的な国制こそがヨーロッパの力の源泉であることを見抜き、そうした観点からイギリス、アメリカの国制を、その欠点も含めてリアルに分析することとなった。とくに政党政治が、党派的な利害の角逐に陥る恐れがあるとの認識は、後年森が、日本への代議政体の導入に留保的態度をとった事を暗示させるものである。また森はロシアの政体を皇帝専制と捉え、外的な強大さにもかかわらず、皇帝の恣意によって国政が左右されるところに、ロシアの脆弱性を見出している。他方森は、近代国家を支えるいま一つの要因として道徳の重要性を強調しており、武士道がそのままのかたちではもはや時代の要請に答え得ない事が指摘された後、キリスト教への接近と彼自身のコロニーへの参加の体験が分析される。森はキリスト教においても「良心を磨き、私心を去る」ことが倫理の根本に据えられている事を見出し、そこに儒教との共通性を自覚することとなるが、そのことは日本の伝統に即した有機体的發展の可能性という後年の森の思想を暗示するものである。

第三章では、明治維新で帰国した森が、再び駐米代理公使としてアメリカに赴任、イギリスを経て帰国した後、福沢諭吉たちと明六社を設立した時代が取り扱われている。まず「金箔の時代」と称された70年代前半のアメリカの政党政治の腐敗に関する森の批判的な分析が紹介された後、アメリカ国民に対する日本の紹介、さらに日本建設のための森の青写真が検討されている。人間に内在する理性の解放による急進的な社会改造ではなくて、科学と産業發展を通じての漸進的な文明開化こそが森の理想とするところであり、そのためには社会の改造と個人内面の変革とが同時に要請されるというのが彼の根

本思想であった。そうした思想が形成されるにあたってのスペンサーの思想的影響、彼との個人的な交際が検討される。帰国後の明六社での具体的な主張として、婦人の地位向上の必要性が、日本の道徳的進化、ダイナミックな社会発展という観点から検討され、さらに文明開化の担い手は、政府か個人かという二者択一的なものではなく、両者の協調が必要との森の思想が分析されている。

以上の分析に続いて第四章では、日本がとるべき政治体制についての森の思想が詳細に分析されている。森によれば、日本の特徴は、日本が一度も外国支配を受けなかった故に愛国心が強く、そのため従来から外来文明を不断に摂取してきたにもかかわらず、日本が独自性を失わなかったことにある。それゆえ西洋からの新制度移入に何らの障害がない。森によれば個人の自由と安全の制度的保障は不可欠であるが、代議制の導入に関しては日本の伝統、社会の発展段階を考慮すれば、財産による制限が必要で、選挙権も個人ではなくて戸主に限られるべきである。また議会の立法権への制限の必要性が、代議制につきものの党派性、日本の現状が統一権力を必要としているという具体的状況を踏まえて検討されている。森が提示した青写真は、代議制の普遍的意義を認めつつもあくまでも日本の特殊性を踏まえたものであり、日本の国情に合わせて西洋の制度を漸進的に受容していこうとするものである。他方、教育に関しては、人間内面に働く道徳的原理の涵養の必要性が強調される一方で、日本人の身体的な劣性が、個人、国民としての活力を萎縮させているとの観点から、身体鍛錬のための「兵式体操」導入の経緯が検討されている。著者によれば、この「兵式体操」なるものは森の国家主義への転向の証左として、従来引き合いに出されてきたものであるが、しかし森の主眼はあくまでも国民的活力の涵養にあり、したがって「兵式体操」も国家と社会いずれものダイナミックな発展を志向してきた森の従来の見解の延長線上にあるものとの位置付けがなされている。

第四章が森のイギリス全権大使時代の思想を扱っているのに対して、第五章は文部大臣時代を扱っている。まず文教行政の前提として、時代が軍事の時代から産業の時代に入ったこと、そして産業上の競争においては、軍事競争にもまして国民の活力が必要とされていること、したがって精神的、身体的活力を涵養する為に教育の重要性が高まるという森の認識が検討されている。またプラグマティックで柔軟な森の学制運営方法が分析され、それが現代の経営論、組織論とさほど変わらないとの診断が下されている。国制との関係で注目すべきは、明治憲法制定に際しての森の主張である。すなわち議会の法案承認権、さらに国民の権利という観念は天皇主権と論理的に整合しないとの主張が検討され、それが決して国粹主義への転向をあらわすものではなく、日本独自の発展状況に見合った国制樹立の試みとみなすべきとの評価が下されている。

以上の考察を踏まえて終章では、森有礼の思想が総括される一方、スペンサー流の思想がなぜ明治初期において受け入れられやすかったのか、その背景が検討されている。著者によれば、社会を有機体的に捉え、歴史を有機体的発展と位置付けるスペンサーの思想は、究極には西欧化を志向しつつも、社会の発展程度に応じた政策、したがって日本独自の政体の樹立を許容するものである。また社会を根底的に規定するなんらかの「原理」を社会の中に認めようとするスペンサーの社会哲学は、同じく「理」を万物に認めようとする朱子学と一脈通じるものである。しかしスペンサーの哲学はあくまでも国家と社会のダイナミックな発展を志向するものであり、それゆえに憲法が公布され、近代的な国制が一応整えられた後には、同じく有機体的思想に立つとはいえ、既存の国家による社会の静的な統合に力点を置くローレンツ・フォン・シュタインの思想に取って代わられることとなった。それゆえに明治20年代以降、スペンサーの影響は衰退していき、それは同時に、暗殺によるとはいえ、森が政界から姿を消していった時期でもあったと結んでいる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、森有礼の思想と行動をその全幅において論じようとするものである。その為に著者は森自身の著作を丹念に読むかわり、森の思索に多大の影響を与えたとされるハーバート・スペンサーの思想構造の特徴を抽出し、それを援用しつつ森の思想と行動の一貫性を強調している。著者によれば、森の功績は、近代的な国制を構想する一方で、近代社会にはそれを支える精神が必要であることを把握した事にあり、制度的発展と精神的発展をパラレルに捉えた点にある。しかもスペンサーの有機体論を受容する事によって森自身こうした両者の関係を明確に認識する一方、有機体的発展という観点に立ちつつ、社会の発展程度にふさわしい改革の具体的な青写真、つまり西欧を無批判的に模倣するのではなくて、日本独自の改革を模索する事が可能になった。それゆえに森に対してこれまで加えられてきた「極端な欧化主義者」「欧化主義から晩年

における国粹主義への転向」という評価は、森の思想の本質を見誤るものであり、森自身は一貫した立場に立っている。また制度と精神という両面から発展を捉える事によって、初期の国制に関する関心から後期の文部大臣としての活動にかけての森の行動の連続性も立証される事となった。

このように本論文は、あくまでも森の思想と行動を忠実に追跡せんとする一方で、思想の比較を通してその全体像を浮き彫りにせんとするものであり、こうした試みにおいて成功をおさめているといえる。特に森に対するスペンサーの影響とその意味合いを丹念に追求する事によって、森の思想構造そのものをあきらかにせんとする試みは、極めて有効なものと評価できる。しかも森の著作の多くが擬古文で綴られており、決して読みやすいものでないこと、さらにハーバート・スペンサーの著作も膨大にわたることを考慮に入れると、著者の日本語の読解力、さらには社会理論の解釈力には、並々ならぬものがある。また著者は明治の思想史と政治史に関し、これまで著されてきた膨大な研究書にも目を通しており、そのことが森有礼を通して明治前半期の思想的雰囲気を描き出す事に成功を収めさせてもいる。結局のところ著者が捉える森有礼は、日本の独自性に対する鋭敏な感受性を有しつつも西欧的な体制を究極において志向するリベラルであり、それはまた明治前半期の時代精神を表すものでもある。そしてこうした時代状況におけるスペンサー思想の適合性、さらに明治後半期におけるスペンサーの影響の衰退と、ローレンツ・フォン・シュタインの影響力の台頭の背景に関する著者の分析も極めて示唆的といえよう。また第二章で展開される森自身の西欧体験を新日本建設に関する彼自身の青写真を先取りしたものとして描き出した事も、斬新的である。

もちろん個々の分析に関して、問題がないわけではない。とくに森の代議政治に関する見解は、当時のプロイセンの国制から大きな影響を受けていると思われるが、この点に関する著者の理解は必ずしも十分なものではない。こうした不満が残るとはいえ、森有礼の全体像をあくまでも内在的に理解しようとし、思想の比較を通してそれを明晰、かつ説得的に提示した著者の功績には大なるものがある。また本研究は、日本を題材としているものの、E.ゲルナーの所説等を踏まえつつ西欧化と伝統とがおりなす問題を深く考察することによって、非西欧諸国の近代化の問題について貴重な示唆を与えるものである。

以上の諸点に鑑み、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。なお平成12年2月18日に調査委員3名が論文内容とそれに関連する試問を行った結果、合格と認めた。